

青環保第805号

平成27年10月1日

経済産業大臣 宮沢 洋一 殿

青森県知事 三村 申吾

むつ小川原港洋上風力発電事業環境影響評価準備書に対する
環境の保全の見地からの意見について

このことについて、電気事業法第46条の13の規定に基づき、環境影響評価法第20条第1項の環境の保全の見地からの意見を別紙のとおり提出します。

今後、貴職が行う審査におかれましては、本意見を十分勘案いただきますようお願いいたします。

むつ小川原港洋上風力発電事業環境影響評価準備書に対する知事意見

- 1 事業実施区域及びその周辺は季節により風向や風速が異なり、これに伴い供用時における騒音の伝搬に影響を及ぼすと考えられることから、風況の変化による騒音の程度を示すとともに、予測の不確実性の程度が大きい場合には、事後調査の実施について検討すること。
- 2 尾駁沼、鷹架沼等と海域とを回遊する魚類について、重要種である尾駁沼系群ニシンなど、予測対象とした回遊魚の種類を明らかにするとともに、専門家から意見を聴くなどによりその生態特性を把握した上で、回遊魚に対する水の濁り及び水中音による影響について予測及び評価を行うこと。
- 3 鳥類に対する影響の予測において、「繁殖への影響」「採餌場への影響」「バードストライクの影響」の3つの影響要因について予測を行っているが、この他に生息環境の減少・喪失、移動経路の遮断・阻害、夜間照明による誘引、洋上風力発電設備の人工魚礁機能による餌資源の誘引やとまり場としての利用による誘引による影響の可能性があることから、鳥類に対する影響要因を適切に整理し予測及び評価を行うこと。
- 4 鳥類の調査において、多くの鳥類の重要な種の生息や多数の渡り鳥の飛翔が、夜間や霧発生時においても確認されており、対象事業実施区域及びその周辺は鳥類にとって重要な地域となっていることから、事業の実施に伴うバードストライクを低減するため、調査結果に基づき、風力発電設備の位置・基数の変更、風力発電設備の一時停止等の追加の環境保全措置について検討し、その結果を環境影響評価書に記載すること。
- 5 対象事業実施区域及びその周辺は鳥類の移動、休息及び採餌等の利用地域となっていることに加え、鳥類の移動障害及び衝突に関する予測の不確実性の程度が大きいこと、近傍には数多くの風力発電設備が立地又は計画されていること、さらに洋上風力発電設備の特性として基礎を餌場や休み場として利用するなど鳥類が誘引される可能性があることから、移動障害及び衝突による影響に関する適切な事後調査の実施が重要であるため、複数の専門家の意見を聴き、事後調査の調査期間及び調査手法について再検討し、その結果を環境影響評価書に記載すること。
- 6 主要な眺望景観の予測において作成したフォトモンタージュでは、風力発電設備と雲が重なり視認しにくい状態となっているが、晴天時にはより明瞭に視認されることが想定されることから、最も眺望の変化が大きくなる条件での景観に対する影響について検討し、その結果を環境影響評価書に記載すること。